

## 1 荷物の運搬等の際の災害防止

荷物の運搬についてのルールを定めましょう。

- 荷を積んだカゴ車、台車、ラック等は、**重量のためにはずみで動きやすく**、車輪に足を挟むことがあります。また、荷を高く積み過ぎると不安定になり、**崩落・転倒**につながり易いほか、視界がさえぎられるため**他者との接触**なども起こり易くなります。これらの防止のため、次の事項などを定めましょう。

**a** 操作方法（押しか引きか）と、運搬を行う際の立ち位置（前か後ろか）を定めましょう。



**b** 荷物の積載高さの制限を定めましょう。



**c** 軽いもの重いものなど、荷物の重量に応じ、どの程度積載可能とするか、**目安**を定めましょう。



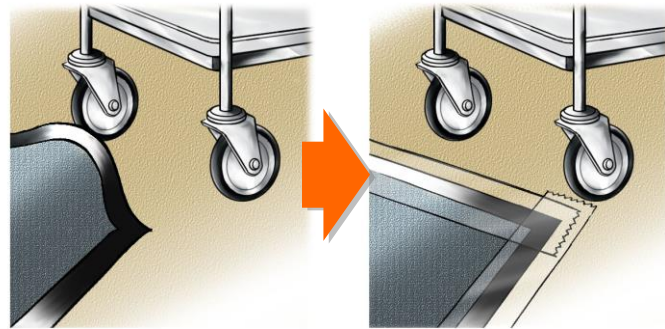
**d** 空のラック等は、転倒・棚板の落下等が考えられますので、**置き場所・集積の仕方**等を定めましょう。



その他

- カゴ車、ラック、台車等、様々な搬送機器をどのように使い分けるかを定めましょう。
- 「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付け基発0618第1号)等を参考に、荷物を運搬する際の腰痛防止に関する事項を定めましょう。

足拭きマットへのつまずきに注意しましょう。



- 足拭きマットは油脂等を吸収してくれる反面、つまずき易く、転倒災害の原因になりがちです。
- 特に**波打った状態のマット**は、足やカートの手車輪等をつまずかせる原因になります。
- マットの周囲を**テープで固定**するなど、つまずき防止の対策を行いましょう。

スイングドア付近の出会い頭に注意しましょう。



- スイングドアの付近は出会い頭の衝突を招きやすく、転倒災害の原因になりがちです。
- スイングドア自体を無くし、**自動ドアに変える**、あるいは**窓を付けて**ドアの反対側を確認できるようにする等、できるだけ設備的な対策を講じましょう。
- 「左側通行」、「右側通行」等のルールを定める場合は、できるだけ**店舗統一**のものにしましょう。また**注意喚起の表示方法等**も分かり易く統一し、守りやすいものにしましょう。

大型冷蔵庫の扉前のスペースを確保しましょう。



- 食製品のバックヤードにある大型冷蔵庫は、特に「**外開き戸**」の場合、通行人との接触の恐れが高くなります。
- 扉を開く面積が少なくてすむ「**引き戸**」に交換するなどの方法がもっとも確実です。
- これらが行えない場合は、整理整頓をし、扉前のスペースを十分確保しましょう。

階段からの転落に注意しましょう。



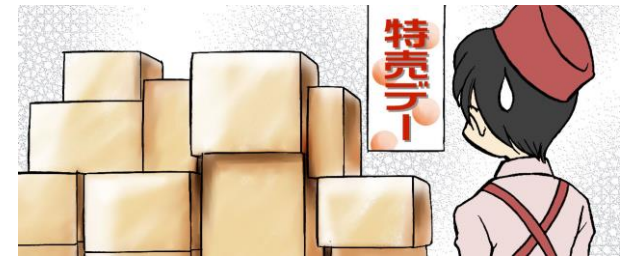
- 階段から転落する災害はとて多く、一向に後を絶ちません。
- 前方や足元が見えないほどの**荷物の持ち方**をしないようにしましょう。
- 走らず、**手すりを持って**昇降しましょう。

\*ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

バックヤードにおける荷物の保管方法のルールを定めましょう。



**衣** 料品のバックヤードでは、使用されていない陳列用什器類がスペースを占有していることがあります。  
使用しなくなった**什器類の廃棄基準**などを定め、定期的に整理を行いましょう。



**食** 製品のバックヤードは、商品の回転が速く、量も多いことから整理方法について特に配慮が必要です。  
**最も荷物が多くなる状況を想定し**、荷物の保管方法のルールを定めましょう。

**住** 製品等のバックヤードでは、段ボール箱等が高く積み上げられていることがあります。ヤードの広さなどを考えた上で、荷物の積み上高さの制限等を定めましょう。  
また「**はい作業主任者**」の選任が必要な場合がありますので、留意しましょう。



「はい」とは？  
バックヤード等に積み重ねられた段ボールなどの荷の集団を「はい」と呼びます。

「はい作業」とは？  
「はい」の積み上げ、積み下ろし等の作業を「はい作業」と呼びます。

「はい作業主任者」とは？

手作業で高さ2m以上になる「はい作業」を行う場合には、「はい作業主任者」を選任する必要があります。

- \* 「はい作業主任者」は、「はい作業主任者技能講習」を修了した者の中から選任する必要があります。
- \* 「はい作業主任者」は、作業場所ごとや交代勤務の直ごと等、作業の区分に応じて選任する必要があります。

店舗内に立ち入る全ての荷役作業従事者にルールを周知しましょう。

- 荷物の運搬についてのルールや荷物の保管方法のルールは、関係する全ての作業者に周知しましょう。特に**自社の作業者と、テナントの作業者、運送会社の作業者などが混在**して作業を行う場合には、**連絡調整**を行うことが不可欠です。
- 自社の作業者に対しては、雇入れの際に労働災害防止の重要事項を含めて確実に教育しましょう。
- テナントの作業者や運送会社の作業者等に対しては、**店舗で定めたルールを書面にまとめ**、相手先の会社から教育・伝達させる方法が一般的です。  
もちろん、自社の作業者と同時に教育を行うことができれば、より確実なものとなります。

## 2

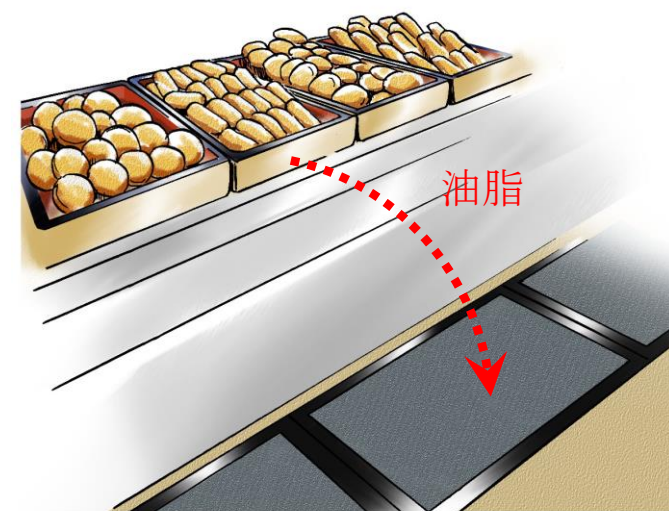
# 通路等における転倒災害の防止

床に置かれた空段ボール箱に注意しましょう。



- 床に置かれた空段ボール箱は、意外に滑りやすく転倒災害の原因になりがちです。
- 空段ボール箱を足元付近に置きながら商品の陳列作業を行う場合がよくあります。これらは、作業者本人はもちろん、近くを通行する他の作業者や来客へも危険を及ぼします。
- **商品の陳列作業は、空段ボール箱を整理しながら**行いましょう。また使用後の空段ボール箱は放置せず、定められた場所に集積しましょう。

食品売り場の油脂に注意しましょう。



- 揚げ物や魚介類を扱う食品売り場付近は、**床に油脂が付着**して滑りやすくなり、転倒災害の原因になりがちです。
- 油脂のたまりやすい場所には、**吸湿性のあるマットを敷く**などの措置を講じましょう。
- 既にマット等が敷かれている場合には、古くないか、大きさが十分であるかなどをチェックしましょう。
- それでも床に油脂が残る場合には、定期的な清掃を行いましょう。